

子ども・若者みらい計画（仮称）の策定等について

資料構成

- 1 ふりかえり
- 2 本日の論点
- 3 目標設定項目と目標値
- 4 計画に位置付ける母子保健事業
- 5 神奈川県こども目線の施策推進条例（仮称）素案（報告）
- 6 条例制定・計画策定に係る今後のスケジュール

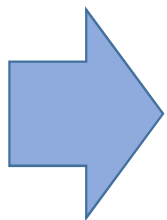
1 ふりかえり

《令和5年3月》

(国) 成育医療等基本方針 改定

(都道府県の役割等)

- ・ 域内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うことなどが期待される。
- ・ 成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。



「かながわ子ども・若者みらい計画」と一体のものとして策定

- ・ 令和7年4月計画施行予定
- ・ こども基本法に基づく子ども施策についての計画
- ・ 母子保健事業の均てん化、精度管理などの視点を盛り込む

1 ふりかえり

(計画に位置付ける評価指標 (案))

- ・ 県内の状況を踏まえ、次の項目を計画に位置付ける評価指標とし、各取組を推進していくことが考えられる。

項 目	評価指標 (案)	方向性
課題あり 産後うつ (妊産婦のメンタルヘルス)	【アウトカム (健康行動)】 宿泊型産後ケアを利用できる市町村数	増加
	【アウトカム (健康水準)】 産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	減少
今後推進の必要あり プレコンセプションケア	【アウトプット】 プレコンセプションケア講座の実施回数	増加
課題あり 児童虐待 (予防・早期発見)	【アウトカム (健康行動)】 妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	増加

2 本日の論点

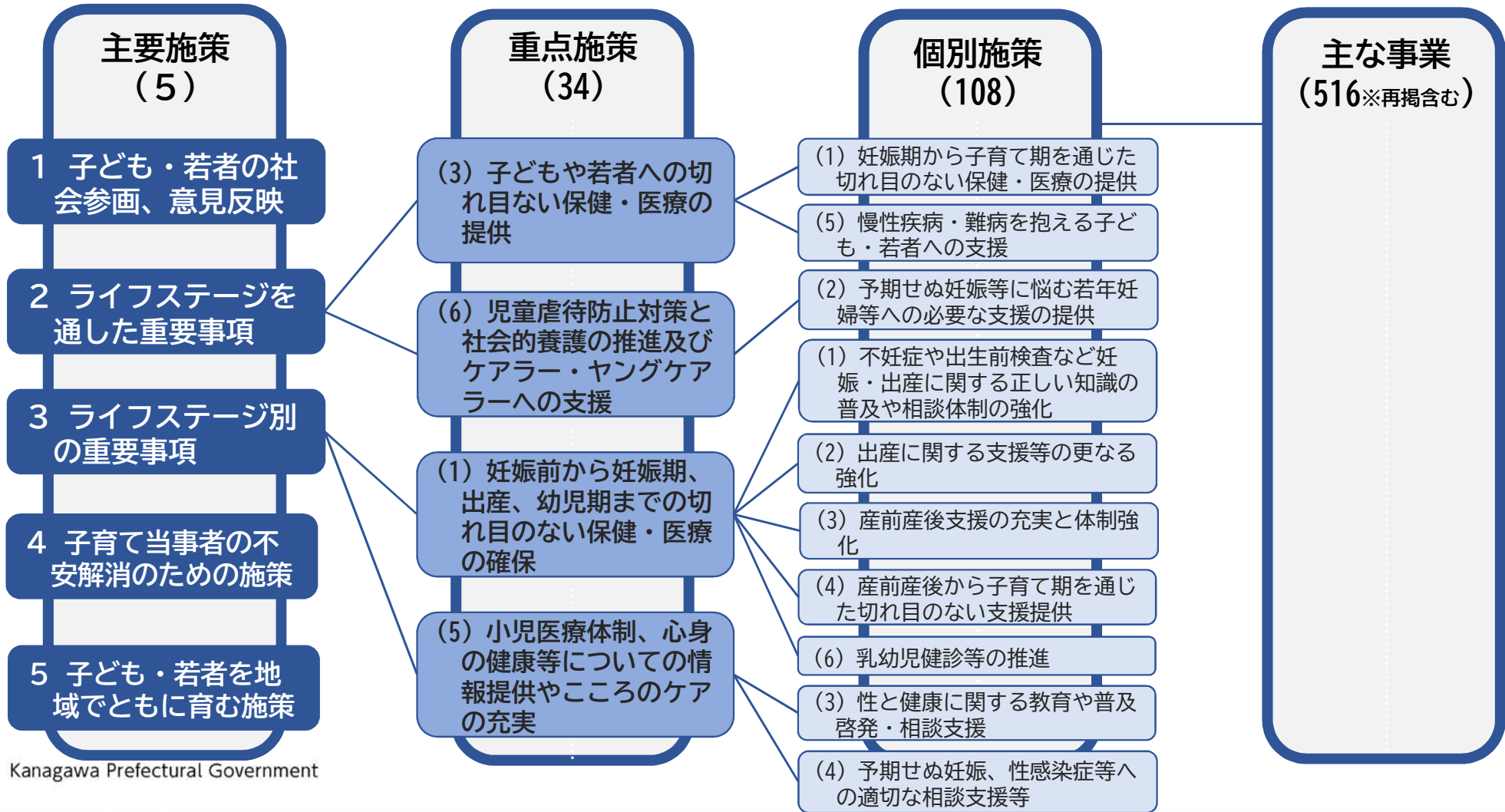
(本日の論点)

- ・ 計画に位置付け予定の目標設定項目の目標値や事業について、御意見等を伺いたい。

3 目標値設定項目と目標値

分類	目標設定項目	現状値	目標値				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
産後うつ（妊産婦のメンタルヘルス）	宿泊型産後ケアを利用できる市町村数	15市町村 (R6年9月)	20市町村	28市町村	33市町村	33市町村	33市町村
	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	10/4% (R4年度)	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.9%
プレコンセプションケア	プレコンセプションケア講座の参加者数	—	7,500人	15,000人	22,500人	30,000人	37,500人
児童虐待（予防・早期発見）	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	22市町村 (R4年度)	24市町村	26市町村	28市町村	30市町村	33市町村

4 計画に位置付ける母子保健事業



4 計画に位置付ける母子保健事業

主要施策	重点施策	個別施策	事業内容
2. ライフステージを通じた重要事項	(3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1)妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供	<p>プレコンセプションケアの推進 性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。 また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。</p>
		(5)慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	<p>長期療養児とその家族への支援 慢性的な疾病を患っていることにより、長期に療養を必要とする子どもとその家族の健やかな生活を支援するため、長期療養児の養育経験者等による相談支援や長期療養児の兄弟への支援等を行います。</p>
	(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援	(2)予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援	<p>予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援 若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。</p>
3. ライフステージ別の重要事項	(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	(1)不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	<p>不妊・不育専門相談センターの実施 不妊症・不育症の治療について、現在の自身の治療の必要性や今後の治療等について悩む方を対象に「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による相談支援を行います。</p> <p>不妊治療・不育症治療を受けやすい環境整備の推進 希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療に係る費用を助成する事業を行う市町村に対し、事業費の一部を補助します。 また、不育症患者の経済的負担を軽減するため、先進医療に位置付けられた不育症検査に要する費用の一部を助成します。</p>

4 計画に位置付ける母子保健事業

主要施策	重点施策	個別施策	事業内容
3. ライフステージ別の重要事項	(1)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	(1)不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	プレコンセプションケアの推進【再掲】
		(3)産前産後支援の充実と体制強化	(今後記載予定)
		(4)産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供	低出生体重児の育児支援 低出生体重児を育児する保護者を支援するため、子に応じた発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブックを作成します。
		(6)乳幼児健診等の推進	先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進 新生児における先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなぐため、新生児マススクリーニング検査等を行うとともに、対象疾患の拡充を推進するため、国の実施する実証事業に参画します。 また、聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関等に対し、聴覚検査機器の購入経費の一部を補助します。
	(5)小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	(3)性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援	性と健康の相談センターの運営 男女問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため、保健福祉事務所を「性と健康の相談センター」と位置づけ、健康相談や健康教育、相談員に対する研修等を行います。
		(4)予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等	予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援【再掲】
			妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実【再掲】

5 神奈川県こども目線の施策推進条例（仮称）素案（報告）

（条例の構成）

第1条	目的	第18条	不登校のこどもに対する支援
第2条	定義	第19条	ひきこもり状態にあるこども等への支援
第3条	基本理念	第20条	貧困の状況にあるこどもに対する支援
第4条	県の責務	第21条	ヤングケアラーに対する支援
第5条	市町村との連携等	第22条	孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援
第6条	こども・子育て支援機関等の責務	第23条	医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援
第7条	事業者の責務	第24条	母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援
第8条	県民の責務	第25条	子育て家庭に対する支援
第9条	こどもの意見表明	第26条	家庭生活における子育てと他の活動の両立のための措置
第10条	基本計画及び年次報告書	第27条	推進体制の整備
第11条	生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実	第28条	人材の確保、育成等
第12条	いじめの防止等	第29条	調査研究
第13条	児童虐待の防止等	第30条	表彰
第14条	要保護児童対策地域協議会に対する支援等	第31条	かながわこども・子育て支援月間
第15条	社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等	第32条	子育て支援に取り組む事業者の認証
第16条	こどもの社会的自立のための支援	第33条	財政上の措置
第17条	こどもの居場所づくり		

5 神奈川県こども目線の施策推進条例（仮称）素案（報告）

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第24条 県は、こども及びその保護者並びに妊産婦に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を早期に身に付け、健康管理を行うよう促すことをいう。第3項において同じ。）、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケアその他市町村が行う母子保健に関する事業及び市町村が行うプレコンセプションケアに関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

6 条例制定・計画策定に係る今後のスケジュール

